

令和8年度原田処理場石綿含調査業務

特記仕様書

猪名川流域下水道事務所 維持課

第1章 総則

第1条 適用範囲

1. 本特記仕様書は、令和8年度原田処理場石綿含有調査業務に適用する。
2. 受注者は、この仕様書に記載無き事項については「共通仕様書」に準じて業務を行わなければならない。

第2条 工程管理

1. 受注者は、稼動中の本処理場において、極力下水処理に支障が無いように工程計画及び現場作業の方法を立案作成し、発注者に提出するとともに適正な工程管理をしなければならない。
2. 受注者は、実施工程については監督職員と承諾の上、決定しなければならない。
3. 受注者は、業務履行にあたって、関連法規を遵守し、使用環境、負荷等の変動に十分注意するとともに、維持管理にも配慮しなければならない。

第3条 安全管理

1. 受注者は、業務責任者を現場作業中、原則常駐させて作業現場の安全と円滑迅速に業務を遂行しなければならない。
2. 受注者は、現場作業開始及び終了時には、発注者まで連絡し、退出時には、火気等の安全確認を確実にしなければならない。
3. 受注者は、業務用車両の駐車については、事前に車両登録届を提出（車両が増えた場合は追記）し、指定場所に停め、業務車両掲示証を車中の確認しやすい場所に置かななければならない。
4. 受注者は、現場作業の実施にあたり周辺既設設備の防護、並びに現場作業上必要な臨時の取壊し物の復旧、及び仮設物防護等は、受注者の負担しなければならない。
5. 受注者は、無断で処理場施設内に立入ってはならない。また、指示された場所以外で火気を使用してはならない。
6. 受注者は、クレーン車等を使用して作業を行う場合は、監督職員に事前に通知しなければならない。
7. 受注者は、酸素欠乏等が疑われる場所での現場作業では、必ず酸欠測定等を行い、安全を確認したうえで作業しなければならない。

第4条 写真管理

1. 受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。
2. 監督職員は、設計図書に定められた履行確認において臨場を机上とすることが出来る。この場合において、受注者は、監督職員に業務管理記録、写真等の資料を提示し確認を受けなければならない。

第5条 完了報告書

1. 受注者は、業務完了後、完了報告書を提出し担当職員の履行確認をもって業務履行完了しなければならない。

第6条 協議

1. 受注者は、作業中に疑義が発生した場合は、発注者と協議を行い、その協議結果に依らなければならない。
2. 受注者は、大阪国際空港（伊丹空港）の高さ制限を超える場合、発注者と協議を行い、協議結果に依らなければならない。

第7条 一括再委託等の禁止

1. 受注者は、契約書第10条第1項により以下の【主たる部分】については再委託してはならない。また、第2項の受注者が再委託できない【指定部分】、及び第3項の発注者の承諾を要しない再委託可能な【軽微な部分】は以下のとおりとする。

【主たる部分】

工程管理、出来形管理、安全管理、履行確認用の写真管理、完了報告書の作成、協議

【指定部分】

—

【軽微な部分】

簡易なもの（コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿のワープロ打ち、印刷、製本、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など、容易に扱える簡易な業務など）

第8条 個人情報保護

1. 受注者が、発注者に提出する書類において生年月日、住所等の個人情報が記載されている場合は、当該部分を黒塗りとするなど情報漏洩に留意しなければならない。

業務概要

第1条 業務の目的

本業務は、猪名川流域下水道事務所の1・2系管理棟他の外壁、内壁、床、天井のモルタル、成形板等について、石綿等の使用の有無を石綿障害予防規則に基づき、分析・調査を行うものである。

○業務委託施設の名称、所在地、工期

- ・猪名川流域下水道事務所 大阪府豊中市原田西町1-1
- ・工期：令和8年12月15日

第2条 測定内容及び方法

1. 分析の検体数は、別添資料のとおり50検体とする。採取カ所の仕上は同資料の表を参照のこと。(JIS A-1481-1※ による方法を用い、1検体当り3カ所程度から採取し、1まとめの試料とする。)

採取カ所の復旧はシーリング、スプレーペイント、テープ等の簡易復旧とする。

2. 採取の際、脚立、スライド梯子等は適宜受注者側で用意すること。

作業の際は、労働安全衛生法その他関係法令等に従い、安全に留意して災害及び事故の防止に努めること。

(※「JIS A-1481-1：2016 偏光顕微鏡によるバルク材中のアスベストの定性的判定方法」)

第3条 測定結果の報告

受注者は、測定が完了次第、測定値についての速報を提出すること。

速報とは、計量証明書もしくは分析結果報告書の写しのことである。

第3条 一般事項

1. 災害防止

施設関係者、利用者及び構造物、備品等に傷害・損傷等を与えないよう十分注意し、必要に応じて適切な対策（作業員の適切な配置等）を行った上、調査を実施すること。万一、傷害・損傷等を与えた場合は、当処理場が指定する監督職員に報告の上速やかに処理し、その責任は全て受注者が負担する。

また、受注者は、誤報・誤作動等の事態が発生した場合には、迅速に適切な処置をとること。

調査に際し、調査内容、手順等について各施設を直接管理する者（以下、「施設管理者」という）と打合せの上、事故防止に十分注意すること。

2. 疑義

疑義が生じた場合には、全て当処理場と協議し、監督職員の指示に従い実施する。

3. 現場作業員

会社名、氏名を記載した名札等を作成し常に着用すること。

4. 調査・判定

受注者は、施設の規模に応じた人数で連携して行うこと。特に安全上重要な項目の判定は、詳細を確認の上慎重に決定すること。

5. 現場内の整頓

受注者は、調査中現場内を常に整理整頓し、他に支障を与えないようにすること。

6. 作業時間

原則として、平日の午前9時00分から午後5時00分までとする。

調査は監督職員の立会い協力が必要であるため、原則、監督職員の通常勤務時間に行うこととし、実施日程については、監督職員と事前に十分な調整を行うこと。ただし、調査内容によっては、上記以外の調査日時となる場合があることをあらかじめ承諾すること。

また、同様の調査や作業等がある場合には、日程を合わせるなど、施設運営への影響を最小

限に留めるよう努めること。

第4条 成果品

1. 業務完了時に成果品として提出する図書及びその整理方法・部数は「第5条 要求成果物リスト」にしたがうこと。また、施設毎及び調査対象建物毎（同一施設であっても複数棟に分かれている場合は棟毎）に提出すること。
2. 受注者は、成果品の提出の際に、その内容について監督職員へ説明を行うこと。

第5条 要求成果物リスト

- (1) 報告書は2部作成する。
- (2) 作成する資料については下記(5)による。
- (3) 報告書一式の電子データを提出すること。
なお、電子データのウイルスチェックを実施すること。
- (4) 調査図については、拡張子が「PDF」のファイルとすること。
- (5) 成果品及び作成資料

分析結果報告書

分析結果報告書には次の内容を記載すること。

- ・ 試料の情報：採取した場所、試料名（建材の種類）
- ・ 分析結果：アスベストの有無、検出された種類
- ・ 分析方法：JIS A 1481-1（偏光顕微鏡やX線回析法など）
- ・ 分析実施者：担当者の氏名、保有資格